

## 主な改正概要

## 1. 電気自動車等の乗車人員の感電保護関係

電気自動車及び電気式ハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）の通常使用時及び衝突後における乗車人員の感電を防止するため、次の規定に適合しなければならないこととしました。

また、初めて受検する新規検査の際は、同基準に適合することを証する書面の提出が必要となります。

これらの基準は、平成24年7月1日以降製作される自動車から適用されます。

## (1) 適用対象自動車

電気自動車等のうち、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、被牽引自動車並びに燃料電池自動車を除くもの。

## (2) 基準の概要

## ① 通常使用時の高電圧からの乗車人員の保護関係

○電気自動車等の通常時の感電保護に関し以下の要件を規定

- ・駆動系の高電圧からの感電保護に関する要件
- ・外部電源へ結合する装置からの保護に関する要件
- ・駆動用蓄電池の過電流に対する保護に関する要件
- ・水素ガスを発生する駆動用蓄電池を収納する場合の換気に関する要件
- ・走行可能状態の表示に関する要件

## ② 衝突後の高電圧からの乗車人員の保護関係

○電気自動車等の衝突後の感電保護に関し以下の要件を規定

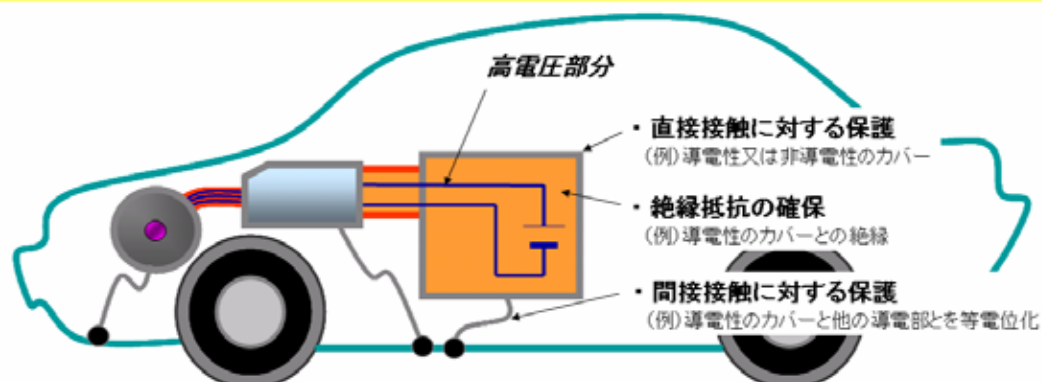
- ・駆動系の高電圧からの感電保護に関する要件
- ・駆動用蓄電池からの電解液漏れに関する要件
- ・駆動用蓄電池の固定に関する要件

○上記要件が適用されない重量トラック、バス等に係る以下の要件を規定

- ・駆動用蓄電池及び電気回路の取付位置に関する要件
- ・駆動用蓄電池取付部の強度に関する要件

## 乗車人員を感電から保護するための概念

- ・直接接触に対する保護: **高電圧部分**に直接触れさせない
- ・絶縁抵抗の確保: **高電圧部分**と他の導電部分は絶縁されている
- ・間接接触に対する保護: **高電圧部分**から他の導電部分に漏電した場合においても感電させない



## 2. 制動装置関係

平成 21 年 11 月 10 日以降に型式の認可を受ける自動車から次のとおり適用します。

### ① 装置型式指定の適用対象の拡大

貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車<sup>/\*</sup>（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、最高速度 20km/h 以下の自動車並びに被牽引自動車を除く。）の制動装置を装置型式指定の対象装置としました。

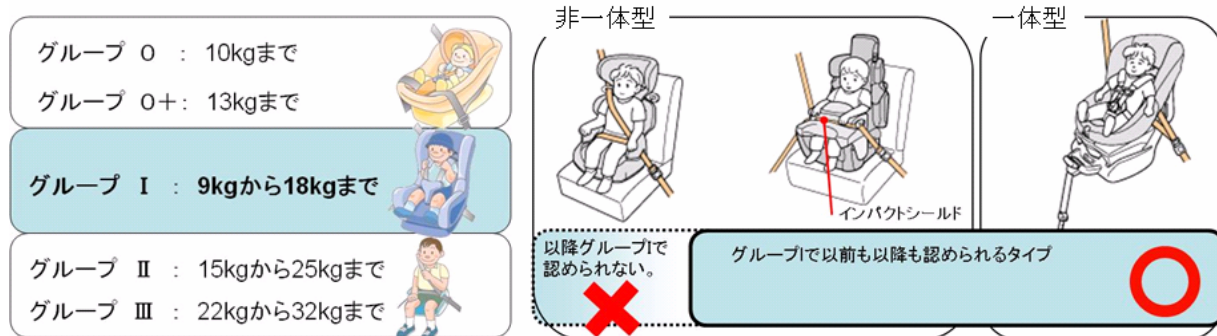
<sup>/\*</sup> 貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車の制動装置は、貨物自動車の制動装置の基準又は本基準のいずれかに適合するものであればよいこととなります。

### ② 点検・整備方法等の容易化

ブレーキライニングなどの摩耗部品の確認を容易に行うことができる構造とするとともに、自動車製作者等が摩耗部品の確認方法や交換限度などをハンドブック等で提供することとしました。また、技術の進歩に伴う電気式駐車制動装置等の要件を一部見直しました。

## 3. チャイルドシート関係

年少者用補助乗車装置のうち、主に幼児（9kg から 18kg まで）を対象としている座席ベルト等で幼児を前向きに拘束する非一体型のものは、装置型式指定等を新たに受けることができなくなります。



## 4. 軽自動車の走行距離計関係

平成 20 年 10 月 1 日以降に製作される軽自動車（カタピラ及びそりを有するものを除く。）について、走行距離計の装備規定を整備します。

## 5. その他

米国において防弾ガラスとして取り扱われている「AS10」の窓ガラスのうち、可視光線透過率が 70% 以上のものについては、日本の窓ガラスの基準に適合することとします。